

木材の湿度変化防止とインフルエンザ予防のための加湿・換気対策

インフルエンザ発生時期は、東京では12月~2月初めにかけてピークを迎え、3月終わりまで流行がみられます。これは、乾燥した時期から湿気が多い時期に移行したため、湿度対策は、人体を守る上でとても重要な要素といえます。

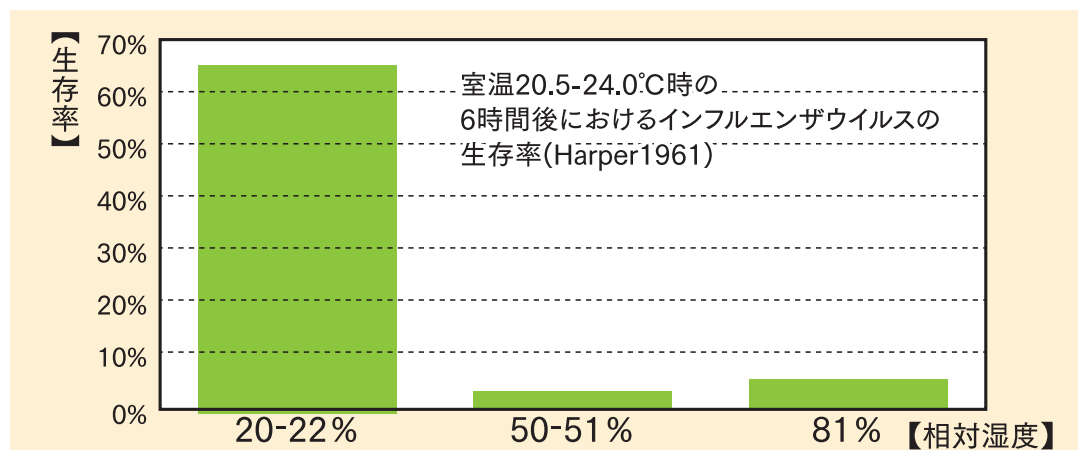
うがい・手洗い・マスク着用に加え、室内にあるウイルスの量を減らすことも大切です。その為には十分な換気と湿度の保持が重要となります。教室等の環境(換気、保温、採光、照明、騒音等の環境をいう。以下と同じ。)に係る学校環境衛生基準は、下記表の通りです。

学校環境衛生基準 (文部科学省 学校環境衛生管理マニュアル[平成30年度改訂版]参照)

検査項目		学校環境衛生基準
換気及び保温等	(1) 換気(二酸化炭素)	換気の基準として、1500ppm以下であることが望ましい。
	(2) 温度	17°C以上、28°C以下であることが望ましい。
	(3) 相対湿度	30%以上、80%以下であることが望ましい。
	(4) 浮遊粉じん	0.10mg/m ³ 以下であること。
	(5) 気流	0.5m/秒以下であることが望ましい。
	(6) 一酸化炭素	10ppm以下であること。
	(7) 二酸化窒素	0.06ppm以下であることが望ましい。
	(8) 揮発性有機化合物	
	ア、ホルムアルデヒド	100 μg/m ³ 以下であること。
	イ、トルエン	260 μg/m ³ 以下であること。
ウ、キシレン	870 μg/m ³ 以下であること。	
エ、パラジクロロベンゼン	240 μg/m ³ 以下であること。	
オ、エチルベンゼン	3800 μg/m ³ 以下であること。	
カ、スチレン	220 μg/m ³ 以下であること。	
(9) ダニ又はダニアレルゲン	100匹/m ³ 以下又はこれと同等のアレルゲン量以下であること。	
採光及び照明	(10) 照度	(ア) 教室及びそれに準ずる場所の照度の下限値は、300lx(ルクス)とする。また、教室及び黒板の照度は、500lx以上であることが望ましい。 (イ) 教室及び黒板のそれぞれの最大照度と最小照度の比は、20:1を超えないこと。また、10:1を超えないことが望ましい。 (ウ) コンピュータを使用する教室等の机上の照度は、500~1000lx程度が望ましい。 (エ) テレビやコンピュータ等の画面の垂直面照度は、100~500lx程度が望ましい。 (オ) その他の場所における照度は、工業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)Z9110に規定する学校施設の人工照明の照度基準に適合すること。

ポイント

- (1)換 気：2~3時間に1度は換気を行って下さい。
- (2)温 度
- (3)相対湿度：湿度が低いと、鼻・喉・気管の粘膜機能が低下し、ウイルス感染リスクが増えます。湿度50%ではインフルエンザウイルスの生存率が低下する事から、冬季は特に加湿を行い湿度40%以上を保って下さい。



- (10)照 度：眼への影響が大きい為、グレア(眩しさ)を感じさせにくい材料選定(紫外線対策)をして下さい。